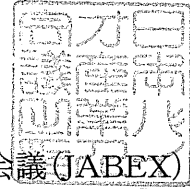


2006年1月13日

新潟県知事

泉田 裕彦 様



日本バイオ産業人会議(JABEX)

世話人代表 歌田勝弘

「遺伝子組換え作物の栽培に関する条例(素案)骨子」に対する意見

現在、貴県においてご検討中の「遺伝子組換え作物の栽培に関する条例(素案)骨子」について、以下の通り意見をまとめましたので、宜しくご考慮下さいますようお願い致します。

## 1. 1ページ「II 開放系一般栽培に関する規制」について

現在、遺伝子組換え作物の人の健康と環境への安全性についてはご存知の通り、わが国では政府により食品、飼料、生物多様性の環境の面からそれぞれについて科学的に厳格な評価が行われています。一般栽培される遺伝子組換え作物については、こうした体制・制度の下で安全性承認の得られたものであり、基本的に法的規制を受けることなく栽培できます。この度の貴県の本骨子では、国で安全性が確認された遺伝子組換え作物についても規制対象とし、許可制としていますので、必要以上の規制であると考えます。条例の規制対象は、国により安全性の確認されていない遺伝子組換え作物の試験栽培などに限定することが適切であると考えます。

過剰に規制することは、農業者の栽培の自由と国際的に作付けされている安全で高機能な作物の栽培とを制限することになり、さらには将来が期待される植物バイオ研究、農業技術・研究開発全体の国際的な遅れをもたらすことが危惧されます。

本骨子では「交雑混入防止による生産・流通上の混乱防止」を目的としています。ご存知の通り米国では、遺伝子組換え作物が広範囲にわたって栽培されていますが、一定のマニュアル、ルールで生産・流通管理されおり、大量輸入しているわが国でも現実に「非組換え体」、「不分別」として特別な混乱もなく輸入・流通しています。人の健康と環境上問題のない作物同士の交雑・混入問題については、現在行われている通常のルールによる対応、一般作物の品種、ブランドと同様の対応で充分と考えます。

## 2. 2ページ「III 開放系試験栽培に関する規制」について

1、②において、「交雑混入防止措置は、知事が定める基準に適合するものでなければならない」とされています。試験栽培については、既に農林水産省が「第一

種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」を定めています。本骨子で考えられる基準についても、少なくとも、国のこの指針に拠るべきであると考えます。また、基準を考えるに当たっては、十分な科学的根拠、検討が必要であると考えます。過度の基準を設けることは、いたずらに二重基準の混乱を招き、不安を煽るものであると危惧します。

### 3. 交雑混入防止措置等について

本骨子では、検討中との理由から具体的な内容や条件が記載されていないものが多く、その適否を現時点で客観的に判断することは困難です。栽培が許可されるか否かは、その具体的条件により大きく変動します。したがって、例えば遺伝子組換え作物の一般栽培が可能となるための必要な交雑・混入措置のような項目については、具体案ができた時点で改めてパブリックコメントを求める必要があると考えます。

### 4. 見直し規定について

本条例に見直し規定を入れる必要があると考えます。バイオテクノロジーは、急速に進歩・発展しており、その知見も急増しています。また、世界的に遺伝子組換え作物の作付面積が急速に拡大（現在、大豆は米国の80%、世界の60%が組換えになっている。）している状況で、各国の対応も変化しています。こうした状況を踏まえ、例えば1年毎の見直し規制を入れる必要があると考えます。

この度のように、安全性の承認された遺伝子組換え作物に対しても「不安」を軽減するために遺伝子組換え作物を特別視するような規制を設けることは不適切であると考えます。行政としては、適切な情報提供はもとより、「知識と理解の深化」、「人材の育成」、「試験研究体制の整備」、「食のリスクコミュニケーション」など一般市民の理解促進活動を積極的に行うことが、まず最初に必要と考えます。国により安全性の承認されている遺伝子組換え作物につきましては、栽培が制約されないよう重ねて慎重な対応をお願い致します。

以上

日本バイオ産業人会議 (JABEX)  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-26-9  
TEL: 03-5541-2731  
FAX: 03-5541-2737